

檀原市浄化センター  
長期包括運営委託事業

募集要項（第一部）に関する質問回答書

令和元年6月28日

檀 原 市

「櫃原市浄化センター長期包括運営委託事業」募集要項（第一部）に関する質問回答書(入札説明書)

No	質問事項	資料の名称	当該資料での 対応頁	当該資料での対応部分				質問内容	回答(案1)
1	応募者の構成	入札説明書	7	7	(1)	①		応募グループでの参加を予定する場合、親会社が代表企業、子会社が構成企業となる等、親子会社でグループを構成することは可能でしょうか。	同一の応募グループ内であれば問題ありません。
2	応募者の構成	入札説明書	7	7	(1)	①		【協力会社】について、候補が複数あり参加資格確認申請書の提出前に確定しない場合、記載がなくとも構わないでしょうか。	入札説明書7頁7(1)に示すとおり、参加資格確認申請書の提出時に協力会社がどのような役割を担うのかを明確にしてください。なお、協力会社が未確定の場合、応募者の構成(様式第三号)への記載は必要ありませんが、技術提案書(様式第十三号-①等)と整合を図る必要があります。
3	応募者の構成	入札説明書	7	7	(1)	①		【協力会社】について、代表企業として参加資格確認申請書の提出時点で協力会社に部分的に委託する役割が未確定の場合、代表企業又は構成企業への記載となりますが、入札書類の提出までに協力会社を確定し役割について記載の変更をすることは可能でしょうか。	No.2の回答を参照下さい。
4	応募者の構成	入札説明書	7	7	(1)	④		応募グループでの参加を予定する場合、資格審査申請書類の提出後にグループ構成員を変更することは可能でしょうか。	資格審査申請書類の提出後において、グループ構成員となる代表企業、構成企業及び協力会社の変更はできません。ただし、本事業の受託後において、合理的な理由がある場合に限り、市の承認を得た上で協力会社を変更することができます。
5	応募者の構成	入札説明書	7	7	(1)	④		資格審査申請書類の提出後に、協力会社の変更は可能でしょうか。	No.4の回答をご参照ください。
6	応募者の構成	入札説明書	7	7	(1)	④		【応募企業又は構成企業の変更は認めない。但し、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りではない。】とありますが、特段の事情について、市が認めうる事情とはどのようなものがございませうでしょうか。	構成企業が合併や分社に伴い、別法人に変更された場合でも、変更後の法人が当初構成企業と実質的に同じ能力・実績を有する場合などが挙げられます
7	業務実績に関する要件	入札説明書	9	7	(2)	②		応募グループでの参加を予定する場合に満たすべき要件について、構成企業全体としての実績とは構成企業各々が要件をすべて満たす必要があるということでしょうか。また、構成企業全体とは協力会社を含まない、代表企業および構成企業のみという認識でよろしいでしょうか。	構成企業各々が要件をすべて満たす必要はありません。また、構成企業全体とは協力会社を含まない代表企業及び構成企業を意味します。

No	質問事項	資料の名称	当該資料での 対応頁	当該資料での対応部分				質問内容	回答(案1)
8	業務実績に関する要件	入札説明書	9	7	(2)	②	注3)	元請実績には、共同企業体での実績も認められますでしょうか。	自らが代表企業または構成員となった共同企業体で地方公共団体から直接、請け負った当該業務については、元請実績とみなします。
9	施設の視察及び資料閲覧の時間	入札説明書	11～12	10	(1)	①		P11 10(1)①「視察は原則1日とする」について質問致します。 本件施設の視察及び参考資料の閲覧は参加資格者毎に1日を指定して行われるとのことですが、具体的には視察時間と資料閲覧時間をそれぞれどのくらい設けていただけるのでしょうか。 また、視察時間と資料閲覧時間は、同時間に行なわれるのでしょうか。 それとも、別時間に行なわれるのでしょうか。	本件施設の視察及び参考資料の閲覧は、9時から17時を予定しています。また、参加資格者は、当該時間内において、本件施設の視察と参考資料の閲覧を自由に行うことができます。
10	参考資料の閲覧	入札説明書	11～12 19	10 別紙1	(1) (2)			P11 10(1)「視察時において、別紙1に示す参考資料の」「閲覧を認める」について質問致します。 P19 別紙1 (2) 閲覧資料とされている資料について閲覧時、資料の内容をデジタルカメラ、パソコン、コピー機、録音機器及び筆記具等を用いて記録し、持ち帰ることは可能でしょうか。	カメラ撮影及びコピーにより、資料の内容を記録することはできません。ただし、筆記用具、パソコン及び録音機器等により、資料の内容をメモすることができます。なお、参考資料の内、過去の補修費データ、運転データ(過去実績)及び環境計測結果等の一部については、データでの配布を予定しています。
11	本件施設の視察	入札説明書	11～12	12	(1)	④		P12 10(1)④「視察方法」について質問致します。 本件施設を視察中、施設内をデジタルカメラ等撮影機器を用いて撮影することは可能でしょうか。 また、視察中にメモや録音機器の使用は可能でしょうか。	施設内のカメラ撮影はできません。ただし、筆記用具及び録音機器等により、メモを取ることができます。
12	提案書類の提出	入札説明書	13	12	(2)	①		P13 12(2)①「CO-R:Windowsフォーマット、PDF方式」「使用アプリケーション:Microsoft Word97以降・Excel97以降」について質問致します。 提案書類の提出の際のCD-Rへの格納の条件として、CD-Rは「PDF方式」、使用アプリケーションは「Word・Excel」とありますが、PDFでもWord・Excelのどちらでも構わないということよろしいでしょうか。	PDF形式のファイルとPDFの基となるWord・ExcelのファイルもCD-Rに格納して提出してください。
13	入札書類の提出	入札説明書	13	12	(2)	①		正本および副本の提出について、副本では応募者名が特定されないよう表現を変更する必要はありますか。必要である場合、CD-Rに格納すべきデータは正本・副本のどちらでしょうか。またその際、ファイル名については応募者名がわかるように記載する必要はありますか。	入札説明書に示すとおり、①提案書類提出書、②技術提案書及び③事業計画書を副本として提出してください。副本を変更する必要はありません。 ただし、②及び③については、様式集の記載要領に示すとおり、応募グループ、構成企業及び協力会社が直接的に特定できるような記述は行わないでください。また、ファイル名については、貴社の判断に委ねます。

No	質問事項	資料の名称	当該資料での 対応頁	当該資料での対応部分				質問内容	回答(案1)
14	ヒアリングについて	入札説明書	15	13	(1)	①		P15 13(1)①「非価格要素審査」について質問致します。 「非価格要素審査時には、最終審査対象者に対してヒアリングを実施する」とありますが、いつぐらいを予定されておりますでしょうか。 また、ヒアリングの際には、プレゼンテーション等も実施する予定でしょうか。	最終審査対象者に対するヒアリングは令和元年11月8日(金)を予定しております。 なお、ヒアリングの際には各グループの提案内容についてのプレゼンテーションを実施して頂きます。
15	特別目的会社の代表者	入札説明書	16	13	(4)	②		特別目的会社の代表者の選出について、代表企業から選出する等の条件はありますでしょうか。	ございません。
16	特別目的会社の本店住所地	入札説明書	16	13	(4)	②	ア	特別目的会社の本店住所地について、「浄化センター」内を本店住所地とした場合、賃貸料は発生するのでしょうか。	賃貸料は発生いたしません。
17	評価点の算出方法	入札説明書 別紙2	20	2				昨年度と比較して、債務負担行為およびインセティブ分界価格が単年度計算すると低くなっておりますが、その根拠をご教示願います。	運営期間の変更によります。

「檀原市浄化センター長期包括運営委託事業」募集要項（第一部）に関する質問回答書（要求水準書）

No	質問事項	資料の名称	当該資料での 対応頁	当該資料での対応部分				質問内容	回答(案1)	
1	一般事項	要求水準書	1	1				【本事業の目的達成の為…あるいは完遂する。】とありますが、本事業の目的は、「檀原市浄化センター長期包括運営事業実施方針」のI-1-(4)の事業目的に記載の内容で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
2	一般事項	要求水準書	1	1				【本事業の目的達成の為…あるいは完遂する。】とありますが、本事業の目的に該当するかの判断については、合理的な理由があれば協議していただけますか。	本事業の目的に該当するかの判断の決定は、市と受注者の協議により行います。	
3	一般事項	要求水準書	1	1				【本事業の目的達成の為…あるいは完遂する。】とありますが、本事業の目的に該当するかの判断について、合理的な理由があれば協議していただける場合、その決定は合理的な理由によると解釈して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
4	汚泥乾燥設備	要求水準書	5	2	1	③		乾燥機の運転は、連続運転でしょうか？バッチ運転でしょうか？ご教授ください。	現行の運転方法は、バッチ運転ですが、本事業における運転方法については、貴社の提案によります。	
5	汚泥乾燥設備	要求水準書	5	2	1	③		焼却炉の運転方法についてですが、脱水汚泥貯留装置にてある程度貯留した後、乾燥、焼却するのでしょうか？ご教授ください。	現行の運転方法は、お見込みのとおりです。本事業における運転方法については、貴社の提案によります。	
6	電気設備	要求水準書	5	2	1	⑦		非常用発電機での使用燃料をお示し頂くことは可能でしょうか。	使用燃料はA重油となります。	
7	し尿等の受入台数	要求水準書	12	3	1			し尿等の計量・受入監視等について、受入台数の実績をお示し頂くことは可能でしょうか。	平成30年度の実績を「質問回答書 添付資料1」に示します。	
8	し渣・沈査・汚泥の処理	要求水準書	14	3	1	2	(2)	イ	汚泥焼却以外の処理方法をする場合、脱水汚泥貯留装置から収集運搬車への搬出は可能でしょうか？ご教授下さい。	本件施設の視察の際に確認ください。
9	し渣・沈査・汚泥の処理	要求水準書	14	3	1	2	(2)	イ	し渣、沈査、脱水汚泥、焼却灰の月別発生量をご教授下さい。	平成30年度の実績を「質問回答書 添付資料2」に示します。
10	し渣・沈砂・汚泥の処理	要求水準書	14	3	1	2	(2)	イ	し渣・沈砂・汚泥等の処理について、年間発生量と費用をお示し頂くことは可能でしょうか。	平成30年度の実績を「質問回答書 添付資料2」に示します。なお、費用については、閲覧資料等を確認し、貴社で算出してください。

No	質問事項	資料の名称	当該資料での 対応頁	当該資料での対応部分					質問内容	回答(案1)
11	受入管理業務	要求水準書	14	3	1	2	(1)	イ	【処理対象物の受入日時は、原則として、月曜日～金曜日(祝日、12月30日、12月31日、1月2日及び1月3日を除く)の7:30～15:30とする。土曜日(毎月1回のみ)は8:00～12:00とする。受注者は、受入時間内に処理対象物を受け入れること。但し、市が事前に提示した場合は、これにかかわらず受け入れるものとする。】とありますが、受託後、市より事前に月々の搬入計画をご教示頂けるという認識で宜しいでしょうか。	受注者の業務範囲には、搬入量を含む運転管理計画の策定が含まれています。従いまして、搬入計画については、処理対象物の処理実績及び計画処理量を踏まえ、受注者自らが作成する必要があります。なお、左記に示す日時以外で処理対象物を受け入れる場合は、事前に受入量等を掲示いたします。
12	受入管理業務	要求水準書	14	3	1	2	(1)	イ	【但し、市が事前に提示した場合は、これにかかわらず受け入れるものとする。】とありますが、施設の運転状況により受入が困難な場合、協議していただけるのでしょうか。	受入に係る協議を実施した上で、受入の可否を判断いたします。
13	し渣・沈砂・汚泥の処理	要求水準書	14	3	1	2	(2)	イ	「汚泥等については、環境に配慮した合理的な方法により処理を変更することができる。」とありますが、設備を新たに設置した場合について以下お示し頂くことは可能でしょうか。 ①機械設備資産の考え方について、設備を受注者で購入またはリース掛けをして設置した場合、受注者またはリース会社の資産と考えられます。それら機械設備に係る修繕維持補修費等は受注者負担となりますか。また、運営期間中において機械の性能及び安定的な運転が確認された場合、貴市に売却することは可能でしょうか。また減価償却の終了時点で貴市に譲渡あるいは売却のうえ、貴市の資産となるのでしょうか。 ②合理的な方法により新たに設備を設置した場合の費用(既設機械の撤去費含む)については、受注者負担となりますか。	新たに設備を設置する場合(既設機械の撤去を含む)、受注者の費用と責任において実施することになり、当該設置費用及び維持補修費用は本事業の運営費に含まれることとなります。従いまして、当該設備については、本件施設における補修(機器の更新)と同様に、設置後、市の性能確認検査に合格した上で、市に引き渡すこととなり、この時点で所有権(財産権)が移転されることとなります。なお、既設機械の解体撤去等に伴って発生する有価物については、市に帰属するものとします。
14	用役の確保	要求水準書	15	3	1	2	(3)	ア	【受注者は、本件施設の運転管理に必要な業務(燃料、薬剤等の用役調達を含む)を実施すること】とありますが、「ア.用役の確保」に関する説明ですので、ここでいう「本件施設の運転管理に必要な業務」とは「本件施設の運転管理に必要な用役の管理」と捉えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	施設の定期点検及び補修等	要求水準書	16	3	1	2	(4)	ア	本施設の機能を維持するために必要な定期点検及び補修を行うと有りますが、施設各機器の健全度チェックデータについてご教授下さい。	本件施設の視察及び参考資料の閲覧時に示す精密機能検査報告書、補修データ及び施設整備計画等を参照ください。

No	質問事項	資料の名称	当該資料での 対応頁	当該資料での対応部分					質問内容	回答(案1)
16	大規模修繕	要求水準書	17	3	1	2	(4)	イ	【大規模修繕工事】は発生しないものと想定しており・・・】とありますが、土木建築関係もすべて受託者の責任で修繕を実施するという認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	大規模修繕	要求水準書	17	3	1	2	(4)	イ	「市は(中略)「大規模修繕工事」(中略)は発生しないものと想定しており(後略)」とありますが、大規模修繕工事が発生しない根拠をご教示いただけますか。	本件施設の視察及び参考資料の閲覧時に示す施設整備計画に基づき、定期的な点検及び補修を実施することにより、大規模修繕工事(土木、建築の主要構造物の一種以上について行う過半の修繕及び設備、配線、配管等の全面的な更新並びにプラント設備について、設備単位で行う全面的な更新)は発生しないものと考えております。
18	大規模修繕	要求水準書	17	3	1	2	(4)	イ	上述の根拠と異なる事象が発生した場合には、施設確認期間に限らず、貴市の負担で大規模修繕を実施していただけたとの認識で宜しいでしょうか。	市の責めに帰すべき事由により、大規模修繕工事が必要になったことを合理的な資料により受注者が証明した場合は、市が当該大規模修繕工事に係る費用を負担するものとします。詳細については、募集要項第二部に示します。
19	施設の機能検査等の実施	要求水準書	17	3	1	2	(4)	エ	【機能検査を毎年1回以上、第三者機関に委託することによる精密機能検査を3年に1回以上行うこと。】とありますが、機能検査、精密機能検査はどこまでの検査内容を実施すれば宜しいでしょうか。	機能検査については、施設の機能状況及び施設の耐用度合等を把握する検査内容となります。また、精密機能検査については、一般廃棄物処理施設精密機能検査要領(一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について【昭和52年11月】)に示す検査内容となります。
20	施設の機能検査等の実施	要求水準書	17	3	1	2	(4)	エ	精密機能検査を3年に1回以上行うと有りますが、これまでに実施された精密検査の結果について閲覧出来ますでしょうか?ご教授下さい。	本件施設の視察及び参考資料の閲覧時に示します。
21	施設の機能検査等の実施	要求水準書	17	3	1	2	(4)	エ	【機能検査を毎年1回以上、第三者機関に委託することによる精密機能検査を3年に1回以上行うこと。】とありますが、処理能力の性能、機械設備の健全度、土木はもちろん建物、建築設備等における機能検査も含まれる認識で宜しいでしょうか。	No. 19の回答を参照ください
22	事業実施計画書の策定	要求水準書	18	3	1	2	(7)	イ	運営期間満了後の性能水準維持について、満了後8年という期間の設定根拠をお示し頂くことは可能でしょうか。	本件施設の稼働期間を35年間(平成19年度～令和23年度)と計画していることから、本事業における運営期間満了後の令和16年度から8年間を設定しております。

No	質問事項	資料の名称	当該資料での 対応頁	当該資料での対応部分					質問内容	回答(案1)
23	その他の業務	要求水準書	18	3	1	2	(7)	イ	【また、市は適宜、本件施設の要求水準書に示した性能を運営期間及び運営期間満了後8年間に亘り維持するための説明を求め・・・】とありますが、運営期間満了後の8年間に亘る維持に関して、経年劣化は配慮頂ける認識で宜しいでしょうか。	設備等の経年劣化を踏まえ、運営期間満了後8年間に亘り維持するための考え方について、説明を求めることとなります。
24	警備会社との契約	要求水準書	19	3	1	2	(7)	キ	既存契約会社について、警備については既存契約会社との契約を引継ぐとされておりますが、清掃および植栽管理業務については既存契約会社を引継ぐ必要はございますか。	貴社の判断に委ねます。
25	その他の業務	要求水準書	19	3	1	2	(7)	キ	【開放時間は、年間を通して9時から18時を基本とするが、来場者の利用状況に応じて適切に対応すること。】とありますが、18時以降に隣接する公園などの利用者が駐車場を利用していた場合、施錠のために駐車場より車を出すように要請してもいいのでしょうか。 もし要請可能とした場合、利用者が要請に応じないときは利用者が居なくなるまで施錠は出来ないという認識で宜しいでしょうか。	駐車場の利用状況に応じ、受注者の判断により、適切に対応してください。また、必要に応じて、駐車場利用に関する事項をご提案ください。
26	官公庁等への各種提出書類の作成	要求水準書	20	3	1	2	(7)	シ	官公庁等への各種資料提出について、貴市の作成する資料の作成補助という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	関係事業等への協力	要求水準書	20	3	1	2	(7)	ソ	関係事業について、行事内容・回数等についてお示し頂くことは可能でしょうか。	本件施設の視察及び参考資料の閲覧時に示します。
28	予備品等	要求水準書	20	3	1	2	(7)	ツ	消耗品および予備品について、貴市より運営期間開始時に引渡される品目・数量をお示し頂くことは可能でしょうか。	参考として、現時点での引渡し内容を本件施設の視察及び参考資料の閲覧時に示します。
29	その他	要求水準書	20	3	1	2	(7)	テ	本件施設の性能・機能を満足させるために行う要求水準書外の業務について、受託者が事前に知り得る要求水準書等との乖離と認められ、また費用負担等を要する場合、乖離請求期間において請求することは可能でしょうか。	乖離請求については、本件施設の処理能力及び周辺環境に与える影響に関し、本件施設の現況と募集要項の間に本事業の遂行に重大な支障をきたすような著しい不一致があった場合に適応されるものとなります。従いまして、左記の当該業務が上記に該当する場合は、乖離請求期間において請求することができます。なお、詳細については、募集要項第二部に示します。

No	質問事項	資料の名称	当該資料での 対応頁	当該資料での対応部分					質問内容	回答(案1)
30	その他の業務	要求水準書	20	3	1	2	(7)	テ	【受注者は、本件施設の性能・機能を満足させるため、本要求水準書に記載のない事項であっても、必要な業務は実施すること。】とありますが、受託者側で必要ないと判断した業務にも関わらず、市側は必要と判断した場合、協議していただけるのでしょうか。	必要な業務であるか否かの判断は、協議により決定します。
31	市が実施する業務の範囲	要求水準書	22	3	2	(5)			【市は、本件施設に関する住民等からの苦情等に対し、速やかに対応を行う。また、市は必要に応じ、受注者に対して協力要請を行うことができる。】とありますが、土曜/日曜/休日に苦情等の電話があった場合は受託者で電話を受け、市に対応を依頼するということが宜しいのでしょうか。	苦情等の内容に応じて、受注者が初期対応を行い、速やかに市に報告することになります。
32	市が実施する業務の範囲	要求水準書	22	3	2	(5)			【市は、本件施設に関する住民等からの苦情等に対し、速やかに対応を行う。また、市は必要に応じ、受注者に対して協力要請を行うことができる。】とありますが、施設外（隣接する公園など）の苦情に関しても、市からの協力要請に受託者は協力しなければならないのでしょうか。	苦情の内容が本件施設に関連する内容であれば協力するものとします。
33	費用負担	要求水準書	23	3	4				電気・下水道・ガスについて使用量・料金、また電気については契約会社・契約プランをお示し頂くことは可能でしょうか。また、過去3ヶ年の使用量実績（月別含む）データをお示し頂くことは可能でしょうか。	過去3ヶ年分の実績を「質問回答書 添付資料3」に示します。電気の契約プランについては、「高圧電力BS」となります。なお、本23頁の図表3-7（改造工事後の最大電力）に誤記がありましたので、修正いたします。
34	放流管の維持管理	要求水準書	25	4	1	2	(1)		下水道接続地点までの放流管維持管理について、別紙9では施設の敷地外の部分も維持管理の範囲となりますが、これについても災害等で破損した場合のリスクを受注者側が負うのでしょうか。	当該放流管についても、本件施設の一部となるため、別紙6（事業に係るリスク分担）に示す「不可抗力リスク」が適用されます。詳細については、募集要項第二部に示します。
35	主処理	要求水準書	25	4	1	2	(1)		【下水道接続地点までの放流管の維持管理を行うこと。】とありますが、状況に応じて適宜カメラ調査など実施するという認識で宜しいのでしょうか。	維持管理の方法については、受注者の判断によります。
36	建物総合損害保険	要求水準書	34	4	1	10	(1)		建物総合損害共済について、保険金額および内容についてお示し頂くことは可能でしょうか。	本件施設の視察及び参考資料の閲覧時に示します。
37	運転管理等必要資格	要求水準書	34	4	1	10	(3)		運転管理等必要資格の中で、ダイオキシン類作業指揮者とありますが、国家資格のダイオキシン類関係公害防止管理者の有資格者での配置は可能でしょうか?ご教授下さい。	要求水準書のとおりとします。なお、ダイオキシン類作業指揮者の配置については、焼却炉を運転するか否かによって判断することになります。

No	質問事項	資料の名称	当該資料での 対応頁	当該資料での対応部分				質問内容	回答(案1)
38	委託費の支払い	要求水準書	37	4	3	(1)		変動費原単価については、『処理対象物の受入量、1t当たりの変動的な経費単価』とありますが、『1kL当たり』の単価ではないのでしょうか？	処理対象物の受入量については、計量装置（ロードセル方式）により重さを測定しております。従いまして、「1kL当り」を「1t当り」とみなします。
39	変動要素の見直し	要求水準書	37, 38	4	3	(3)	2)	見直しに係る評価指数について、加重比率の母数となる数値あるいは計算式はございますか。また事前にお示しいただくことは可能でしょうか。	評価指標となる人件費や下水道料金等の加重比率については、応募者から提案される事業計画書の固定費の合計または変動費の合計からそれぞれの評価指標に対して按分し、算出することになります。
40	税制リスク	要求水準書	(別紙6)					税制リスクについて、消費税増税後については税率10%として支払われるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

「櫃原市浄化センター長期包括運営委託事業」募集要項（第一部）に関する質問回答書（様式集）

No	質問事項	資料の名称	当該資料での 対応頁	当該資料での対応部分				質問内容	回答(案1)
1	協力会社	様式集	様式第三号①					法定点検等の一部業務については、協力会社への再委託を検討しておりますが、現時点として再委託先が決定していない場合は、会社名等は記載しなくてもよろしいでしょうか。また、受託後に再委託先の変更や、再委託する業務が増えるような場合は変更可能でしょうか。	参加資格確認申請書の提出時に協力会社がどのような役割を担うのかを明確にしてください。なお、協力会社が未確定の場合、応募者の構成（様式第三号）への記載は必要ありませんが、技術提案書（様式第十三号-①等）と整合を図る必要があります。また、受託後の協力会社の変更は、事前に市の承諾が必要で、合理的な理由を要します。
2	協力会社	様式集	様式集第三号②-2					様式第三号②-2は協力会社の連絡先を記載することとなっておりますが、現在未定の場合は、提出不要と考えてよろしいでしょうか。	No. 1の回答を参照ください。
3	委任状	様式集	様式第四号					様式第四号は応募グループを構成して応募する場合に提出が必要と考えられますので、単体企業で応募する場合には提出不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	本件施設の視察申込書	様式集	様式第七号					「視察予定者」について、役職・氏名の記載が必要になっておりますが、申し込み後の視察予定者やその人数の変更は可能でしょうか。 また、可能である場合いつまでに変更のご連絡をすればよろしいでしょうか。	視察予定者及び人数の変更は認められません。ただし、特段の理由がある場合は、この限りではありません。
5	本件施設の視察申込書	様式集	様式第七号					協力会社からも視察に参加できるとの認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	参加資料の閲覧申込書	様式集	様式第九号					「注1）視察予定者のうち閲覧を希望する者の全員分が必要」とありますが、視察予定者の変更が認められた場合において閲覧希望者の変更も可能でしょうか。 また、可能である場合いつまでにご連絡すればよろしいでしょうか。	No. 4の回答を参照ください。
7	対話申込書	様式集	様式第十号					対話の参加者に、協力企業の出席は問題ないとの認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	質問事項	資料の名称	当該資料での 対応頁	当該資料での対応部分				質問内容	回答(案1)
8	対話申込書	様式集	様式第十号					対話の参加者について氏名、部署名及び役職の記載が必要となっておりますが、申し込み後の参加者やその人数の変更は可能でしょうか。 また、可能である場合いつまでにご連絡すればよろしいでしょうか。	対話への参加者及び人数の変更は認められません。ただし、特段の理由がある場合は、この限りではありません。
9	公害防止基準（悪臭・排ガス等）の保証値	様式集	様式十三号-②	2	③			公害防止基準（悪臭・排ガス等）の保証値について、施設基準値以上の提案を求めておられますが、薬品使用量の抑制、環境配慮の観点などから業務期間中に保証値を変更することは認められるのでしょうか。	提案された保証値の変更は認められません。
10	運営費の記入	様式集	様式第十四号-(1)					費目に対する各細目の振分けについては指定がございますが、どの費目にも該当しない細目については「その他経費」に計上してよろしいでしょうか。	その他経費に計上し、具体的にどのような費用であるかを明確にしてください。
11	運営費	様式集	様式第十四号-(1)					【審査のために(A)運営費計を非表示としているが(以下略)】とありますが、事業計画書の提出後に応札金額を変更することは可能でしょうか。	運営費計と入札金額(応札金額)は、整合を図る必要があります。当該金額が一致しない場合は、失格となりますので、ご注意ください。
12	人件費	様式集	様式第十四号-(1)-③					職種に応じた給与・年俸の記述を求められていますが、その目的をご教示願います。	事業計画の適格性を判断する要素として求めています。
13	人件費	様式集	様式第十四号-(1)-③					本来、国が推進するPFI思想に反していると考えますが、貴市独自と認識せざるを得ない為、従事者数固定という概念について、考え方(基準)をご教示願います。	本様式については、従事者数を固定しているものではありません。